

平成 31 年度訪問看護推進事業委託仕様書

1 事業目的

在宅医療を支える訪問看護を推進するため、看護職員に対して訪問看護の実践に必要な知識・技術を習得させ、訪問看護を担う人材の育成・確保及び看護の質向上を図ることを目的とする。

2 委託業務

訪問看護推進研修（訪問看護師養成講習会）の実施

(1) 実施内容

ア 目的

訪問看護に必要な基本的知識・技術を習得し、継続した在宅での療養生活を可能にする質の高い看護サービスを提供できる看護職員を育成するための研修を企画・立案し、実施する。

イ 事業内容

・実施方法、実施期間

訪問看護に関心のある看護職（訪問看護従事予定者、医療機関の看護職等）や訪問看護に従事している者を対象として、次の①～③の組み合わせによる講習会を開催する。

① eラーニング（日本訪問看護財団）による学習

②集合研修による講義・演習（4日間）

③訪問看護ステーションでの実習（2日間）

・定員

30名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(2) その他

- ・本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回ることが見込まれる場合に限り、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することができる。
- ・研修担当者は、受講者全員が研修を修了することができるよう、支援を行うよう努めるものとする。
- ・(1) イ①のeラーニングについては、日本訪問看護財団への受講手続き等、必要な調整業務を行うこと。なお、原則、委託料より当該eラーニングの受講料を支払うものとする。

- ・研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行うこと。

(3) 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 委託料

税抜金額 916,421円を上限とする。

ただし、契約については、契約時点の消費税率を適用し、税率変更に応じて、変更契約を締結するものとする。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。

なお、当該事業に要した経費の実支出額と上限額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

3 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

4 留意事項

- (1) 委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物用の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。